

# 稽古再開時における感染防止策チェックリスト

## 指導者用

### 全般的な事項

- 感染防止のために道場側が実施すべき事項や、稽古生が遵守すべき事項を予め整理し、チェックリスト化したものを道場内の適切な場所に掲示すること
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、当日道場生に提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- 道場使用後に新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の方針について地域の自治体の衛生局とあらかじめ検討しておくこと
- 保健所などの連絡先の把握

### 道場の予約時（稽古体験等）の対応

- 利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めること（当日に書面で確認を行う）
- 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人の感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等の渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること（受付時や着替え時等の稽古を行っていない際や会話をする際はマスクを着用すること）
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒薬を実施すること
- 他の道場生、空手指導者との距離（できるだけ2m以上）を確保すること
- 大きな声で会話等しないこと
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 道場使用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に濃厚接触の有無等について報告すること

## 当日の利用受付時の対応

- 窓口には、手指消毒薬を設置すること
- 発熱や軽度であっても咳、咽頭痛などの症状がある場合は参加しないよう呼び掛けること（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる）
- 受付を行うスタッフは、マスクを着用させること
- 道場生が密な状態になるおそれがある場合には、入場制限を行うこと
- 道場生から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
  - 当日の体温
  - 当日前 2 週間における以下の事項の有無
    - ・ 平熱を超える発熱
    - ・ 咳、のどの痛みなど風邪の症状
    - ・ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
    - ・ 嗅覚や味覚の異常
    - ・ 体が重く感じる、疲れやすい等
    - ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
    - ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
    - ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 道場生がマスクを準備しているか確認すること

## 手洗い場所

- 石鹸（ポンプ型が望ましい）
- 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること
- ペーパータオル（使い捨て） 道場生にマイタオル持参を求めても良い。
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒薬を用意すること

## トイレ洗面所

- トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）についてはこまめに消毒すること
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- 手洗い場所には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること
- ペーパータオル（使い捨て） 道場生にマイタオル持参を求めても良い。

## 用具の管理

- 必要に応じて道場生に持参してもらうよう周知すること
- やむを得ず共有する用具については手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、こまめに消毒すること
- 用具貸出を行う場合
  - ・貸出を行った道場生を特定できる工夫をすること
  - ・貸出前後に消毒すること

## 稽古を行う施設環境

- 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開けて外気を取り入れる等の換気を行うこと
- 道場の床をこまめに清掃すること
- 密な状態にならないようにすること

## 道場入口

- 手指の消毒設備を設置すること
- 道場生が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること

## ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密封して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い、手指消毒すること

## 清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有や漂白剤を用いて清掃すること
- マスクの着用、ゴミ袋は空気抜きをして縛り、回収後は手指消毒をする

## 稽古中

- 十分な距離の確保
- 感染予防の観点から稽古以外でもなるべく人との距離（すくなくとも 2m）を空けること
- 対人稽古は当面控える。ただし上記の距離を保っての対人を想定した稽古は可とする
- 稽古中は呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること